

請願第2号

安全保障関連法の廃止を求める意見書提出に関する請願

提出年月日 平成27年12月8日

提出者	栗山町角田128番地22	須田幸子
	栗山町中央4丁目328番地	佐藤剛
	栗山町朝日3丁目96番地76	稲毛淳
	栗山町松風4丁目25番地1	伊達佐重
	栗山町角田164番地19	泉真沙子
	栗山町字中里77番地	吉田輝雄

紹介議員 千葉清己
重山雅世

請願の趣旨

憲法違反と指摘され、国民の多数が反対している安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出について請願する。

この法律は、去る9月19日、参議院本会議において十分な国会審議を経ることなく可決・成立したものであり、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行い、武力攻撃事態法、PKO法など既存の10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法である。

国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となり、戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法が禁じる武力行使そのものとなる。圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。

各種世論調査でも、議論をすればするほど、国民の多数が安全保障関連法案に「反対」の声が広がり、「今国会で成立させるべきでない」が6割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが8割を超えたことは国民の理解が得られなかったことを示すものである。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」や「南スーダンのPKO活動での駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいえるべき安全保障関連法の成立を前提とした具体化が図られていたことは極めて重大な事態であり、徹底した審議が求められるものである。

よって、憲法の根幹に係わるこの法律が十分な審議を行うことなく成立したことは

極めて遺憾であることから、国に対し、栗山町議会として安全保障関連法を廃止する
意見書を提出するよう請願する。

上記のとおり、請願書の提出があったので付議する。

平成27年12月16日

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦